

アーク溶接特別教育 実技実施記録

労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条及び安全衛生特別教育規程第4条に基づき、下記の者に対し実技教育を実施したことを証します。

令和 年 月 日

一般社団法人 京都府溶接協会

会長 殿

ふりがな			
氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
学校又は所属事業所			
特別教育	※(1) 実技教育		
	科目	アーク溶接装置の取り扱い及びアーク溶接等の作業の方法	
	時間	10時間以上	
	実施日 と 時間	計 時間	
	実施場所		
	指導員		
	実施責任者	印	
特記事項			

- 注) 1. ※(1)の実技教育につき事業者の責任に於いて実施し、その実施年月日と時間を記録。
(合計**10時間以上**実施のこと)実施場所・指導員・実施責任者(事業者名等)及び押印すること。
- 1-1. 既に実技を実施された方は、本記録用紙を学科教育開始前に協会へコピーを提出ください。学科教育終了後「修了証」をお渡し致します。
- 1-2. 実技が未実施の方は、学科教育終了後 1ヵ月以内に実施される様お願いします。
記録用紙コピー提出後、速やかに修了証を発行致します。
2. 本記録書の原紙は事業主が3年間保存ください。
3. ご記入頂いた個人情報~~は~~講習目的以外には、使用致しません。